

児童手当 に関する大切なお知らせ

令和4年6月分（令和4年10月支給分）から児童手当の制度が一部変更になります。

① 現況届の提出が原則不要になります

毎年6月にご提出いただいていた現況届が原則不要になります。
※ 引き続き提出が必要な場合もあります。

② 特例給付の所得上限額が設けられます

所得額が所得上限限度額を超えると、特例給付が支給されなくなります。

① 現況届の提出が原則不要になります

現況届の省略について

現況届は毎年6月1日時点の状況を記入し、6月末までに提出する書類です。

関市では、令和4年度から受給者の6月1日の状況を公簿等（住民票、税情報等）で確認することで、原則として現況届の提出を不要とします。（※公簿等での審査の結果、受給者変更をお願いすることがあります。）

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。案内が届きましたら、期限までにご提出ください。

- 1、配偶者からの暴力等により、住民票の所在地が関市ではない方
- 2、児童と住民票上別居となっている方
- 3、離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 4、里親、施設等の受給者の方
- 5、その他、提出の案内があった方

また、以下の変更事由が発生した場合、事由が発生した翌日から数えて15日以内（15日目が閉庁日の場合、翌開庁日まで）に手続きをお願いします。

- 1、受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他市区町村への転出や海外への転出を含む）
- 2、（婚姻等により）一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき
- 3、（離婚等により）一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- 4、受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- 5、児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- 6、離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- 7、加入する年金が変わったとき（3歳未満の児童がいる受給者に限る）

② 特例給付の所得上限額が設けられます

所得制限限度額・所得上限限度額について

児童を養育している方の所得が〔表1〕の①（所得制限限度額）未満の場合は児童手当を、①以上②（所得上限限度額）未満の場合は特例給付（児童1人あたり月額一律5,000円）を支給しますが、**②以上の場合、児童手当等は支給されません。**

※ 児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、**改めて児童手当の申請が必要となります。**

〔表1〕

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※「収入額の目安」はあくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

○ 公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、**その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請**をしてください。

- 1、公務員となった
- 2、退職等により公務員でなくなった

※ 申請が遅れた場合、遅れた月分の手当が受けられなくなります。

※ 届出が遅れ市区町村と勤務先の双方から児童手当を受給した場合、重複した手当を返還していただきます。

お問い合わせ先

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地

関市役所 南庁舎1階 子ども家庭課

電話：0575-23-7733